三木市とイオン株式会社との地方創生に関する包括・地域連携協定書

三木市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化することにより、三木市の地方創生の実現に向けて次のとおり包括・地域連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用 した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、三木市における地域の一層の 活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。
 - (1) 地域防災に関すること
 - (2) 地域の安全・安心に関すること
 - (3) 高齢者・障がい者支援、健康増進・食育に関すること
 - (4) 子育て支援・教育に関すること
 - (5) データ利活用や DX、電子決済を活用した地域貢献に関すること
 - (6) 環境政策に関すること
 - (7) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- 2 前各号に掲げる連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。 その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるも のとする。

(定期協議)

第3条 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長されたものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、この協定を解除する ことができる。

(協定内容の変更等)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の 上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報等の機密情報を、本協定の有効期間 中又は有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手 方に書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月30日

甲:兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市長

仲田 一彦

乙:千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオン株式会社 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫